

令和7年度 座間市学校再編計画策定等業務委託仕様書

1 件名

令和7年度 座間市学校再編計画策定等業務委託

2 業務の目的

本市教育委員会では、将来を見据えた学校の適正規模、適正配置及び望ましい学習環境や目指すべき姿についての基本的な考え方を整理し、目指すべき姿の実現に向けた中長期的な学校施設等の在り方を示す基本方針である「ごま魅力ある学校づくり方針～今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置について～(令和6年3月策定)」(以下「学校づくり方針」という。)を令和6年3月に策定した。

本業務では、学校づくり方針に基づき、これからの本市の子どもたちにとってより良い教育環境を整えることを目的に、市全域を対象とした(仮称)座間市学校再編計画(以下「再編計画」という。)を策定する。

併せて、「座間市小中学校施設長寿命化計画(平成30年3月策定)」(以下「長寿命化計画」という。)について、再編計画と整合させた改定を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 対象学校・学区

(表1)のとおり

5 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。なお、本業務内容は、再編計画策定に必要と思われる概ねの事項を示したものであり、プロポーザルの実施における提案書及び受託候補者として決定した後の協議において追加・修正した事項についても実施するものとする。

(1) 再編計画策定業務

ア 策定目的等の整理

(ア) 学校づくり方針及びこれまでの経緯の整理

(イ) 既存計画等との整理

(ウ) 策定にあたっての基本的な考え方の整理

※学校づくり方針P36に記載のある「現在すでに直面している学校施設・運営面での課題」のうち、「①校舎・体育館以外の施設への対応(プール・給食)」については、本再編計画においてソフト面の検討は要しない。また、プールについては、ハード面での検討も行わない。

イ 再編計画の策定

- (ア) 再編計画策定スケジュールの検討・決定
- (イ) 小学校及び中学校の建替え案（モデルプラン）の検討
- (ウ) 当面の間、建替えを実施しない学校のリノベーションプランの検討
- (エ) (ア)(イ)(ウ)で検討した内容に基づく再編計画案の検討
- (オ) 再編計画案の推進に必要な業務の整理・スケジュールの検証
- (カ) 再編計画案に基づく事業費の算出
- (キ) 再編実施に当たり事業費を抑制するためのアイデア・手法の調査・金額の算出

※再編計画は、将来の本市の児童生徒数に相応しい教育環境を整えるため、具体的な小・中学校の位置・数を精査した上で、財政状況を考慮した整備計画・内容を定めることを目標とする。

一方、計画の策定に当たっては、児童・生徒、その保護者や教職員だけでなく、地域の住民など関係者は多岐・多数に及ぶものであり、また、再編に関係する事業量・規模も多く、長期にわたるとともに多額の財政負担を要する。

しかし、児童生徒数の減少や施設の老朽化は、とどまることなく進んでおり、関係者の理解と協力を得て、スピード感をもって再編を進めることが重要である。

この点を十分に考慮し、本業務に取り組むものとする。

ウ 説明会等の実施・運営

関係者との合意形成のための意見交換会・説明会等を企画し、運営を行う。

説明会等は、学校関係者、保護者、地域住民等を対象としたもの及び本市関係部局を対象としたものを想定しているが、その他計画を円滑に策定するために必要なものを含むものとする。説明会等の際に参加いただくアドバイザー及びファシリテーター、使用する資料の作成・印刷及び議事録の作成は、併せて本業務に含むものとする。

なお、地域住民を対象とした意見交換会・説明会等は、20回程度を想定している。ただし、説明会の内容・開催方法・実施回数等は、プロポーザルにおいて提案された内容を基に決定するものとする。

エ (仮称)再編計画策定委員会の運営支援

庁内に本委員会を設け、意見交換会・説明会等の内容、市全体に関わる事項、今後の方針等の協議を行う。本委員会の内容検討、資料作成、議事録の作成を本業務に含むものとする。また、必要に応じ、アドバイザー及びファシリテーターを招聘することとし、その費用についても本業務に含むものとする。

オ 意見公募手続（パブリックコメント）を実施するための資料作成及び再編計画への反映作業

カ 再編計画を周知するための広報資料の作成

(2) 座間市小中学校施設長寿命化計画の見直し

学校施設の個別計画である座間市小中学校施設長寿命化計画（平成30年3月策定）は、全小・中学校を維持することとしているため、本計画を見直し、再編計画と整合させる。

見直しでは、座間市小中学校施設長寿命化計画策定以後の状況変化の反映（劣化・改修状況、時点修正、更新の考え方等）、単価の見直し等を行うとともに、再編計画案において検討するモデルプラン及びリノベーションプランなどを含め整合させるものとする。

なお、本業務では、新たな劣化調査を実施する想定はないが、プロポーザルにおいて否定するものではない。

(3) 打合せ協議

本市との打合せ（随時）及び打合せ記録（全記録及び要約の2種）の作成

6 準拠する法令及び踏まえるべき計画等

(1) 使用する主な法令等

ア 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月文部科学省）

イ 地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究報告書

ウ 官公庁施設の建設等に関する法律

エ 建築保全業務共通仕様書

オ 建築物のライフサイクルコスト

カ 義務教育諸学校等の施設費の国庫補助負担等に関する法律、同施行令、同施行規則

キ 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針

ク その他、公共施設に関する指針、関係法令および通達

(2) 使用する既定計画

ア ざま魅力ある学校づくり方針～今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置～（令和6年3月策定）

イ 座間市アセットマネジメント基本方針（令和5年3月策定）

ウ 座間市公共施設再整備計画（令和2年3月策定）

エ 第3期座間市教育大綱（令和5年4月策定）

オ 座間市小中学校施設長寿命化計画（平成30年3月策定）

- カ 豊かな心を育むひまわりプラン（令和5年3月策定）
- キ 第五次座間市総合計画—ざま未来プラン—（令和5年3月策定）
- ク 第五次座間市総合計画実施計画書（令和6年度～令和8年度）
- ケ 座間市都市マスタープラン（令和5年3月策定）
- コ 第2期座間市まち・人・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）

7 資料等の貸与

本市が保有している本業務に関して必要な情報または資料（学校施設台帳等）について、無償で貸与を受けることができる。

事業者は、貸与された関係資料を本業務以外に使用してはならない。取扱い及び保管に関しては慎重に行うこと。また、本市の承諾なくして複製してはならない。

なお、貸与された関係資料及び複製された資料は、業務完了後すみやかに返還すること。ただし、本市が返還を求めない場合はこの限りでない。

8 作業計画

(1) 事業者は、契約後速やかに、本市と作業内容や方法等について協議のうえ作業計画書を作成し、承認を得なければならない。作業計画書には、以下の事項を記載する。

- ア 業務実施方針
- イ 業務内容
- ウ 工程表
- エ 業務責任者及び主担当者
- オ その他必要事項

(2) 業務責任者は、全ての業務を管理すること。なお、業務責任者は国又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似した業務に従事した実績を有し、本業務に必要な知識、技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者とする。

(3) 業務責任者及び本業務に従事する主担当者は、本業務の完了まで従事すること。

9 成果品

事業者は、業務の成果品として、次のものを提出する。

- (1) 座間市学校再編計画（A4判、原稿、簡易製本） 3部
- (2) 座間市学校再編計画 概要版（A4判、簡易製本） 50部
- (3) 学校区全体図（校区再編図）等の地図データ 適宜
- (4) 座間市小中学校施設長寿命化計画 改訂版（A4判、原稿、簡易製本） 3部
- (5) 座間市小中学校施設長寿命化計画 概要版（A4判、簡易製本） 50部
- (6) 再編計画の策定及び長寿命化計画の改定に関する打合せ記録

- (7) 再編計画の策定及び長寿命化計画の改定に関するすべてのデータ（電子ファイルを記録媒体に格納）

1 0 検査及び引き渡し

(1) 中間検査

中間報告書（書面及び電子ファイル）を令和7年度末までに提出し、中間検査を受けること。

(2) 完了検査

業務完了後、前項に定める成果品を業務完了届とともに提出し、検査を受けること。

なお、納品後、成果品に事業者の過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、補足及び修正を行うこととし、その費用については事業者の負担とする。

1 1 支払方法

2回払い（令和7年度末の中間検査合格後及び令和8年度の業務完了検査合格後）

1 2 その他遵守事項

- (1) 事業者は、本市から打合せ又は状況報告等の指示があった時は、それに従うこと。また、打合せに際しては十分な時期を設けること。

- (2) 本業務における成果品は全て本市に帰属し、事業者は許可なく他に公表、貸与又は使用しないこと。

- (3) この業務に関して知り得た秘密は他に漏らしてはならない。万一、漏えいや紛失などの事故が発生した場合は、以下の対応を行うこと。

ア 直ちに発生日時、内容、発生原因などを確認し、書面により報告する。

イ 発生内容などにより、対応措置（流出元の特定、再調査、紛失物などの追跡など）を協議・検討し、実行する。

ウ 発生原因などにより、再発防止策を検討し、本市の承認を得た上で即時実施する。

エ 関係者より二次被害の有無について調査し、二次被害が発生した場合は、本市と協議・検討し、速やかに対策を講じる。

- (4) 現地調査に際しては、事前に学校と日程調整を行い、学校活動の支障とならないよう実施すること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、協議のうえこれを定め、業務を円滑に実施すること。

(表1)

番号	対象学校	進学先中学校
1	座間小学校	座間中学校、西中学校
2	栗原小学校	栗原中学校、南中学校
3	相模野小学校	相模中学校
4	相武台東小学校	座間中学校
5	ひばりが丘小学校	東中学校
6	東原小学校	東中学校、南中学校
7	相模が丘小学校	相模中学校
8	立野台小学校	座間中学校、栗原中学校、南中学校
9	入谷小学校	西中学校
10	旭小学校	東中学校
11	中原小学校	栗原中学校、南中学校
12	座間中学校	—
13	西中学校	—
14	東中学校	—
15	栗原中学校	—
16	相模中学校	—
17	南中学校	—